

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

告 示

道路区域の変更及び供用開始(八八〇・道路環境課).....	2
道路の供用開始(八八一・道路環境課).....	2
開発行為に関する工事の完了(八八二、八八三・由利地域振興局建設部).....	3
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....	3
土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部).....	4

目 次

ページ

告示	
生活保護法による施術者の指定(八七五・福祉政策課).....	1
地域森林計画の樹立の予定(八七六・森林環境対策室).....	1
地域森林計画の変更の予定(八七七・八七八・森林環境対策室).....	1
争議行為の予告(八七九・労働政策課).....	2

秋田県告示第八百七十五号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規程に基づき、告示する。
 平成十六年十一月五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	住 所	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	業務の種類	指 定 年 月 日
小山田 元 気	男鹿市脇本脇本字飯の町二十七	男鹿治療院	男鹿市脇本脇本字飯の町二十五 十六	柔道整備、 あん摩マツ サージ指圧	平成十六年七月三十日

秋田県告示第八百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、雄物川地域森林計画をたてるので、同法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。
 平成十六年十一月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 森林計画区名称及び縦覧に供する書類
- 雄物川森林計画区 雄物川地域森林計画書の案及び森林計画図の案
- 二 縦覧期間 平成十六年十一月五日から平成十六年十二月六日まで
- 三 縦覧場所 農林水産部森林環境対策室及び各地域振興局森づくり推進課

秋田県告示第八百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、米代川地域森林計画を変更するので、同法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。
 平成十六年十一月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 森林計画区名称及び縦覧に供する書類
- 米代川森林計画区 米代川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案
- 二 縦覧期間 平成十六年十一月五日から平成十六年十二月六日まで
- 三 縦覧場所 農林水産部森林環境対策室及び各地域振興局森づくり推進課

秋田県告示第八百七十八号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、子吉川地域森林計画を変更するので、同法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。
 平成十六年十一月五日

一 森林計画区名称及び縦覧に供する書類

秋田県知事 寺田典城

子吉川森林計画区 子吉川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案

二 縦覧期間 平成十六年十一月五日から平成十六年十二月六日まで

三 縦覧場所 農林水産部森林環境対策室及び各地域振興局森づくり推進課

秋田県告示第八百七十九号

平成十六年十月二十六日中通病院労働組合執行委員長草皆千枝子から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。
 平成十六年十一月五日

一 事件

(一) 賃金及び一時金に関する事。

(二) 職員増員に関する事。

(三) 労働条件の改善に関する事。

二 日時

平成十六年十一月十日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行つ。

三 場所

秋田市中通五丁目九番二十二号

秋田市南通みその町三番十五号

医療法人明和会本部
 中通総合病院

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧						
県道			新 釈迦内花岡白沢線		大館市釈迦内字高館下二番二から松峰字松峰西二七番二まで	一〇・〇〇〇〇三・一〇〇〇	〇・六八五
			旧 釈迦内花岡白沢線		大館市釈迦内字高館下二番二地先から松峰字松峰西二七番二まで	一〇・〇〇〇〇二六・〇〇〇	〇・六八五

秋田市中通六丁目一番五十八号

秋田市土崎港北六丁目一番五号

秋田市南通みその町四番十七号

秋田市仁井田潟中町二番四十一号

秋田市中通六丁目十四番十八号

秋田市土崎港北三丁目十一番七号

秋田市仁井田新田三丁目一番十五号

秋田市新屋勝平町三番二十一号

秋田市手形十七流十番十一号

秋田市榎山登町三番十八号

大曲市上栄町四番三号

大曲市上栄町一番九号

大曲市米町十三番六十三号

大曲市日の出町二丁目三番二十七号

中通リハビリテーション病院

及び中通歯科診療所

港北中通診療所

中通健康クリニック

ふき健康クリニック

南通訪問看護ステーション

及び南通在宅介護支援センター

港北訪問看護ステーション

仁井田訪問看護ステーション

割山訪問看護ステーション

手形訪問看護ステーション

中通高等看護学院

大曲中通病院

大曲中通歯科診療所

大曲訪問看護ステーション

大曲みなみクリニック

四 概要

救急外来患者及び入院患者の保安要員若干名を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第八百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十六年十一月五日

秋田県知事 寺田典城

- 二 供用開始の期日 平成十六年十一月五日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年十一月五日から同月十八日まで

秋田県告示第八百八十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年十一月五日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	場の下岩脇線	北秋田郡鷹巣町七日市字大堰下夕四七番から字太田面四番一まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年十一月五日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年十一月五日から同月十八日まで

秋田県告示第八百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年八月三十一日付け指令由建 千五百七十六で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十六年十一月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 秋田市保戸野千代田町二番四十三号
 三光不動産株式会社
 代表取締役 岩 本 竜 大
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 由利郡仁賀保町平沢字幸ノ木森八十二番、八十三番、八十四番一、八十八番、八十九番、九十番、九十四番、九十五番、九十六番一、九十七番一、九十八番一以上十一筆

- 秋田県告示第八百八十三号
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年八月十一日付け指令由建 千四百四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十六年十一月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 本荘市出戸町字中梵天七十八番地一
 株式会社吉田建設
 代表取締役 吉 田 義 次
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 本荘市土谷字前田五番一、五番十二、五番十三、五番十四、四番五、十五番三以上六筆

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年十一月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあつた年月日
 平成十六年十月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人秋田土壌浄化コンソーシアム
- 三 代表者の氏名
 吉 村 昇
- 四 主たる事務所の所在地
 秋田市手形学園町一番一号国立大学法人秋田大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー内
- 五 定款に記載された目的
 この法人は、秋田県内において土壌や水の浄化及び資源リサイクルなどの環境における技術（以下「環境技術」という）に関する問題（以下「環境問題」という）を抱えた人々たちに対して、それらの環境問題の解決を図り、自然環境の浄化と資源循環型社会の形成に寄与することを目的とする。その目的を実現するために県内の

大学が中心となって産学官が連携し、環境技術に関する研究開発事業、研究開発成果を活かした企業支援及び技術移転事業、環境技術に関する相談・指導及び教育・啓蒙事業を行う。

以上の地域活動を通じて得られた環境技術は、同様の環境問題を抱える地球上のあらゆる地域に発信して、国際協力の活動を行うことを目指す。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月五日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町上樋口字切通百三十九番地 猿田源一

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(862)八七六六
 F A X (863)〇〇〇五
 E-mail:matsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

